

社会資本総合整備計画

こうやちょうちいきじゅうたくせいびけいかく
高野町地域住宅整備計画

こうやちょう
高野町

令和3年12月

(参考様式2) 社会資本総合整備計画

平成 年 月 日

計画の名称	高野町地域住宅整備計画							重点計画の該当				
計画の期間	平成30年度～平成34年度(5年間)			交付対象	高野町							
計画の目標	町民の住宅の安全性、耐久性及び居住性を向上させ、町民が安心して住み続けられる住まいづくり及び居住環境の向上を図る。 ・町営住宅の長寿命化修繕を行い、建物の長寿命化を図るとともに、入居者の居住性及び安全性の向上を図る。 ・建替や集約を計画しているを団地については、老朽建物の速やかな除却を進め住環境の向上と適正な管理を図る。											
計画の成果目標(定量的指標)	・町営住宅の長寿命化率 ・老朽住宅の除却率											
定量的指標の定義及び算定式								定量的指標の現況値及び目標値			備考	
								当初現況値 (H30初)	中間目標値 (H32初)	最終目標値 (H34末)		
	長寿命化計画に基づく長寿命化修繕を実施した割合 (長寿命化計画に基づく長寿命化実施戸数) / (長寿命化計画に長寿命化実施を位置づけた戸数) (%)							11%		79%	桜団地24戸を次期計画に変更	
	老朽住宅の除却計画戸数に対する除却を実施した戸数の割合 (老朽住宅の除却を実施した戸数) / (老朽住宅の除却計画戸数) (%)							0%		100%		
全体事業費	合計 (A+B+C+D)	359百万円	A	359百万円	B	百万円	C	百万円	D	百万円	効果促進事業費の割合 C / (A+B+C+D)	0.0%

交付対象事業																
A 基幹事業																
番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	要素となる事業名(事業箇所)	事業内容・規模等	事業実施期間(年度)					全体事業費 (百万円)	費用便益比	個別施設計画 策定状況	備考
								H30	H31	H32	H33	H34				
A-15-001	住宅	一般	高野町	直接	高野町	地域住宅化計画に基づく事業	公営住宅等ストック総合改善事業						351		策定済	
A-15-002	住宅	一般	高野町	直接	高野町	地域住宅化計画に基づく事業	公営住宅整備事業(除却)						8		策定済	
合計												359				

B 関連社会資本整備事業																
番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	種別等	要素となる事業名	事業内容	市町村名	事業実施期間(年度)					全体事業費 (百万円)	備考
合計												0				

番号	一体的に実施することにより期待される効果											備考
----	----------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----

C 効果促進事業																
番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	種別等	要素となる事業名	事業内容	市町村名	事業実施期間(年度)					全体事業費 (百万円)	備考
合計												0				

番号	一体的に実施することにより期待される効果											備考
----	----------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----

D 社会資本整備円滑化地籍整備事業															
番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	要素となる事業名 (事業箇所)	事業内容 (面積等)	市町村名	事業実施期間(年度)					全体事業費 (百万円)	備考
番号	一体的に実施することにより期待される効果											備考			

交付金の執行状況

(単位：百万円)

	H30	R1	R2	R3	R4
配分額 (a)	11.52	25.15	45.00	66.60	
計画別流用 増△減額 (b)	0	0	0	2.11	
交付額 (c=a+b)	11.52	25.15	45.00	68.71	
前年度からの繰越額 (d)	0	0	0	0	
支払済額 (e)	11.52	25.15	45.00	27.10	
翌年度繰越額 (f)	0	0	0	41.61	
うち未契約繰越額 (g)	0	0	0	0	
不用額 (h = c+d-e-f)	0	0	0	0	
未契約繰越＋不用率 (h = (g+h)/(c+d))	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
未契約繰越＋不用率が10%を超えている場合その理由	-	-	-		

※ 平成30年度以降の各年度の決算額を記載。

こうやちょうちいきじゅうたくけいかく
高野町地域住宅計画

こうやちょう
高野町

令和3年12月

地域住宅計画

計画の名称	高野町地域住宅計画		
都道府県名	和歌山県	作成主体名	高野町
計画期間	平成 30 年度	～	34 年度

1. 地域の住宅政策の経緯及び現況

高野町は、和歌山県の北東部、伊都郡の南投高地に位置し、町中央を御殿川が流れ紀伊水道に注いでいる。和歌山市へ56km・大阪市へ85kmの位置にある。土地の利用状況としては95%が森林で宅地は5%となっている。主な産業は世界遺産でもあり、観光業などの第3次産業が盛んである。

平成22年度の国勢調査によると高野町の住宅事情としては、世帯数1775世帯のうち、持ち家1038世帯、民営借家196世帯となっており、人口の減少、少子高齢化が進んでいる状況です。

また、町営住宅としては242戸を管理しており、これらの町営住宅は昭和52年～59年にかけて建設された中層耐火構造2～3階建ての公営住宅であり、老朽化が進んでいる。今後の住宅施策としては、少子高齢化に対応するために、高齢者等の要支援世帯への公営住宅の供給、地域活性化の取り組みが求められている。

2. 課題

- ・町営住宅ストックは年々老朽化が進んでいるため、修繕費用のさらなる増加が懸念されており、「高野町営住宅長寿命化計画」を策定し、計画的に長寿命化修繕を行い、ライフサイクルコストの縮減に努める必要がある。
- また、町営住宅入居者の要望等をふまえながら計画的に共用部分のバリアフリー化の推進等、入居者の居住性及び安全性の向上に努める必要がある。

3. 計画の目標

町民の住宅の安全性、耐久性及び居住性を向上させ、町民が安心して住み続けられる住まいづくり及び居住環境の向上を図る。

- ・町営住宅の長寿命化修繕を行い、建物の長寿命化を図るとともに、入居者の居住性及び安全性の向上を図る。
- ・建替や集約を計画している団地については、老朽建物の速やかな除却を進め住環境の向上と適正な管理を図る。

4. 目標を定量化する指標等

指 標	単 位	定 義	従前値	基準年度	目標値	目標年度
町営住宅の長寿命化改善率	%	長寿命化計画に基づく長寿命化修繕を実施した割合	11	30	79	34
老朽町営住宅の除却率	%	老朽町営住宅の除却計画に対する除却戸数の割合	0	R3	100	R4

※計画期間の終了後、上記の指標を用いて評価を実施する。

5. 目標を達成するために必要な事業等の概要

(1) 基幹事業の概要

公営住宅等ストック総合改善事業	事業内容 : 福祉対応 (トイレ改善等)	162戸
	長寿命化 (外壁塗装等)	116戸
公営住宅整備事業	事業内容 : 老朽住宅の除却	5戸

(2) 提案事業の概要

(3) その他 (関連事業など)

6. 目標を達成するために必要な事業等に要する経費等

A 基幹事業

(金額の単位は百万円)

A1 地域住宅計画に基づく事業(基幹事業)

事業	細項目	事業主体	規模等	交付期間内 事業費
公営住宅等ストック総合改善事業	福祉対応改善	高野町	162	154
公営住宅等ストック総合改善事業	長寿命化改善	高野町	116	197
公営住宅整備事業	除却事業	高野町	5	8
A1合計				359

Ac 地域住宅計画に基づく事業(提案事業)

事業	細項目	事業主体	規模等	交付期間内 事業費
Ac合計				0

小計(A1+Ac) 359

A2 基幹事業(地域住宅計画に基づく事業以外の事業)

事業	事業主体	規模等	交付期間内 事業費
A2合計			0

小計(A1+Ac+A2) 359

B 関連事業(関連社会資本整備事業)

B 関連社会資本整備事業				
事業	事業主体	規模等	交付期間内 事業費	
B合計				0

C 関連事業(効果促進事業)

C 効果促進事業				
事業	事業主体	規模等	交付期間内 事業費	
C合計				0

小計(A1+Ac+A2+B+C)	359
------------------	-----

効果促進事業等の割合 0.00% $(Ac+C)/(A1+Ac+A2+B+C)$

(参考)その他関連事業

(参考)関連事業				
事業(例)	事業主体	規模等	交付期間内事業費	

効果促進事業等の割合 0.00% $(Ac+C+C')/(A1+Ac+A2+A'+B+C+C')$

※交付期間内事業費は概算事業費

7. 法第6条第6項の規定に基づく公営住宅建替事業に関する事項

特になし

※法第6条第6項に規定する公営住宅建替事業に関する事項を地域住宅計画に記載する場合には、法第12条に規定する施行要件の特例の対象となります。

8. 法第6条第7項の規定に基づく配慮入居者及び特定優良賃貸住宅の賃貸に関する事項

特になし

※法第6条第7項に規定する配慮入居者及び特定優良賃貸住宅の賃貸に関する事項を地域住宅計画に記載する場合には、法第13条に規定する特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定の基準の特例の対象となります。（ただし、一定の要件を満たすことが必要です。）

9. その他公的賃貸住宅等の管理等に関する事項

特になし

「法」とは、「地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法」をいう。